

【懲戒処分について（減給）】

・所属部局	町長部局
・職種等	(当時の) 担当職員 60代 男性
・事案概要	担当する下水道分担金の賦課事務において、平成28年度から令和5年度まで、19件(うち8件は時効1,807,580円が徴収不能)の賦課漏れを生じさせ、職務を適切に行わなかったもの。
・処分内容	減給 給料月額10分の1 1ヶ月
・処分年月日	令和7年2月19日

【管理監督者処分】

・所属部局	町長部局ほか
・職種	平成27年度から令和5年度における 当時の課長2名及び室長3名 厳重注意
・事案概要	不適切な事務処理に対し、指導・監督が不十分であった。
・処分内容	厳重注意
・処分年月日	令和7年2月19日